

山田町復興推進計画

平成 29 年 10 月 6 日
岩 手 県 山 田 町

1 計画の区域 山田町全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。津波によって市街地が破壊的な被害を受けただけではなく、各地で大規模な火災が広がり、道路や水道の寸断により十分な消火活動が行えなかったこともあり、町のいたる所で広い範囲が焼失する被害を受け、人的被害が 825 人、全壊した家屋 2,762 棟を含む被災住家数は 3,369 棟、産業・公共・土木施設を含む被害額が約 354 億円に上るほか、町民生活と地域経済に甚大な被害が生じた。

また、製造業の従業者数は震災前と比べて 21.8% も減少しており、地域経済や町民生活に不安を生んでいる状況である。

このような状況下において、本町としては既存企業の規模拡大や経営基盤の強化を図り産業・経済の活性化が急務であることから、中核的産業を担う立地企業の体力強化に資する支援を実施することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町経済の活力再生のために中核的な役割を果たす電子部品・デバイス・電子回路製造業について、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当町に立地する株式会社エフビー（以下、「対象事業者」という。）が豊間根地区において、既存本社工場の増設及び付帯設備を設置するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町において電子部品・デバイス・電子回路製造業は、町内の製造業における従業員数が第1位である中核的な産業である。また、本事業は本町の電子部品・デバイス・電子回路製造業における従業員数の約67%を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者8名の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、地域の電子部品・デバイス・電子回路製造業の生産能力増強のための核となる工場増設を行うことによる雇用創出効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に関する事業

施行規則第2条6号

④ 利子補給の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社岩手銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当町では「山田町復興計画」において、「産業の早期復旧と再生・発展」を施策として掲げ、既存企業の規模拡大や経営基盤の強化を図り工業施設の集積促進に取り組んでおり、対象事業者は本町の電子部品・デバイス・電子回路製造業における主要企業であり本町の復興を牽引している。

このことから、本事業は「山田町復興計画」において本町が目指す復興の方向性に合致する取り組みであり、雇用機会の創出、地域経済の活性化を促進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本町の復興の円滑かつ迅速な活力の再生に寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本町、山田町商工会、対象事業者、株式会社岩手銀行を構成員とする山田町復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条6項の規定に基づく協議を行った。